

検討事項②「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」に関する議論の整理（案）

1. 基本的な考え方について

- (1) デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現のためには、出版物の権利処理の円滑化が重要な課題となっている。
- (2) 例えば、市場に流通している出版物を利用する場合には、多くの場合、当該出版物を出版している出版者が著作権者等の情報を把握していることが期待できる一方で、絶版書籍や「孤児作品」については、著作権者等に係る情報の入手が極めて困難な場合があります、これらについては何らかの対応が必要と考えられる。
- (3) 本検討会議においては、以上の認識に立ち、出版物の利用にあたって、著作権処理の円滑化を図るための制度的・組織的アプローチについて、実態を検証、把握した上で、その必要性及び具体的内容について検討を進めた。

2. 「著作権処理の円滑化を図るための制度的、組織的アプローチ」の必要性について

以下では、「著作権処理の円滑化を図るための制度的、組織的アプローチ」について、(1) 現在、または今後において市場で流通する出版物、(2) いわゆる「孤児作品」等の権利処理が困難となることが想定される出版物とに区別をした上で、その必要性について整理をした。

(1) 現在、または今後において市場で流通する出版物

① 権利の集中管理の必要性

- 現在市場に流通している出版物などについては、円滑な権利処理が進められており、新たに「権利」を集中的に管理する取組を実施する必要性は低い（民間事業者の立場からすれば、「権利の管理」を実施するメリットが存在しない）。
- 「権利」を集中管理することにより、これまでの作者と出版者との個々のつながりや、出版活動における多様性が失われる可能性もある。
- さらに、私権である著作権を集中的に管理するためには、権利者の同意が必要であり、その管理のためには多大な労力が必要となる。こうした事情を踏まえると、その実施にあたっては、必要性の度合いを考慮した上で慎重に検討するべきではないか。

② 「権利処理を円滑に行うための何らかの仕組み」の必要性について

- 現時点において、出版者が出版契約に伴い権利者等の「情報」を把握・管理していると考えられるが、電子書籍の流通の更なる円滑化のためには、著作者、出版者、配信事業者などの多様な主体が独自のビジネス展開を行うことが可能となるような環境整備が必要とされるところであり、何らかの「権利処理システム」の整備が必要と考えられる。
- この点については、例えば、出版者等と配信事業者間における電子書籍配信に係る権利処理の円滑化を図るための集中的な窓口機能を果たす仕組みを構築することにより、中小出版者等が電子書籍ビジネスの参入するための環境を整備することが考えられる。
- 一方で、あらかじめ著作者が何らかの仕方により著作物の利用に係る条件を明示的に示すことで、著作者の許諾を事前に得なくとも当該条件に従った著作物の利用が可能となるような仕組みを構築することも権利処理の円滑化に資するものと考えられる。
- なお、具体的な仕組みの在り方については、出版者や配信事業者等を含んだ民間事業者による協議会等において電子書籍ビジネスの動向を踏まえた上で、その実態に応じた在り方が検討されることが重要である。

(2) いわゆる「孤児作品」等の権利処理が困難となることが想定される出版物

- 「孤児作品」については権利者が不明であるため、その権利処理が困難となることが想定される。また、「孤児作品」ではなく権利者が把握できるような作品であっても、その連絡先等が不明である場合などにおける権利処理が困難な場合が想定される。これらの作品については、権利の集中管理はその性質上極めて困難であると考えられる。
- こうした事態については「裁定制度」の活用等により個別的な対応が行われているところであるが、何らかの「権利処理システム」が実現されることで権利処理の円滑化が進むことになれば、孤児作品等についても様々なビジネスや公共サービスにおける活用が促進されることが想定されるところであり、その重要性は高いものと考えられる。

3. 「権利処理システム」に係る具体的な取組について

2. にあるように何らかの「権利処理システム」の構築の必要性については一定程度認めるべきであるとする意見が示されている。この点について、その具体的な取組として以下のような提案があった。

① 出版物に係る一次的な情報を管理、整備する取組

- 出版物の電子書籍化にあたっては、権利者の所在情報等が入手できれば権利処理等の対応は可能となるため、「情報」の集中管理が進むことは有益である。
- 「情報」の管理については権利者団体や個々の出版者等において行われているもの（現在市場で流通している出版物等）もあり、既に一定の窓口としての機能は整備されている。
- 管理される「情報」の種類としては、書誌情報のように既に一定程度の管理、整備が進んでいるものから権利者の所在情報まで様々な事項が想定される。この点については、「実際の権利処理の円滑化を図るためには、どのような「情報」の管理が必要であるのか」について検討することが必要である。
- なお、具体的な取組の実施にあたっては、既に出版物に係る情報（作品名、著作者名、発行出版社名、出版年月日等）が一定程度整備されている国会図書館や出版者が保有するデータベースの活用を念頭に置くことが必要である。
- この他にも、総務省で昨年度実施された事業である「次世代書誌情報の共通化に向けた環境整備」などの取組との関係にも留意しつつ、出版者等の情報の管理、整備に必要不可欠となる主体の参加を促すような仕組みの構築を目指すことが重要である。

② 権利処理の窓口的な機能を果たす取組

- さらなる電子書籍の利用と流通のため、出版物の電子書籍化に係る権利処理の円滑化を図るにあたっては、当該処理の窓口を集中化することが有効であると考えられる。
- この点については、集中化した情報の提供のみではなく、利用に係る申請の取次や、当該申請の可否、条件等の申請者への連絡、当該利用の料金の徴収及び権利者等への分配などの機能を有することは有益であると考えられる。
- さらに、不明権利者の探索や、裁定制度を利用するまでの手続きの代行などを行うことも権利処理の円滑化には重要な役割を果たすことが想定され、このような機能を併せ持つことも重要である。

③ 権利処理に係る紛争の処理に資するような取組

- 孤児作品等の権利処理が困難なものについては「裁定制度」に頼るのではなく、「権利処理システム」において何らかの担保をすることを条件として著作物を利用できることとし、さらにその後において、仮に権利処理に係る紛争が生じた場合における当該紛争の処理に対応することが可能となるような取組を実施することも考えられる。
- これについては紛争が生じることを前提とするのではなく、正規の手続きを踏むことを前提としつつ、権利者等が不明の著作物の利用に係る権利処理について事後的な対応を可能とするものであり、例えば仮に紛争が生じてしまった場合における円滑な紛争処理に資するため、出版物の利用に対する対価を積み立てておくような機能を持つことが必要とされる。
- また、多くの著作物の利用契約が民間事業者によるビジネスを目的としている権利者と利用者との間で当該契約は結ばれるものであることを踏まえると、取組の実施にあたっては、関係者となるものが主導で行われることが重要である。
- 具体的な取組の実施にあたっては、関係者の了解と協力を前提とすることが必要であるとともに、こうした取組の存在が「著作物を利用するためには著作権者の許諾を得ることが必要である」といった原則に影響を与えないようにすることが必要である。この他にも法的なリスク等があるのか否かなどについても整理することが必要である。

4. 取組の実施にあたって

- 本検討会議においては、出版物の権利処理の円滑化に関して、何らかの「権利処理システム」の必要性に関する意見や、その具体的な取組の在り方に係る提案が示された。
- こうした取組の実施にあたっては、今後の電子書籍ビジネスの動向を踏まえた対応が求められるとともに、例えば①各取組にふさわしい主体の参加の促進、②法的な整理に関する問題、③実施にあたっての費用負担に係る問題などの整理、解決すべき問題が存在しており、取組の実現の適否を含めてこれらの問題について当事者となる権利者や民間事業者間における具体的な検討が進められることが重要である。

(以上)